

平成 27 年 7 月 9 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
 大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号  
 MCUBS MidCity 投資法人  
 代表者名 執行役員 松尾 桂  
 (コード番号: 3227)

資産運用会社名  
 大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号  
 MCUBS MidCity 株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 松尾 桂  
 問合せ先 代表取締役副社長  
 財務企画部部长 鈴木 直樹  
 TEL.06-6456-0700(代表) E-mail:midrm-info@mid.co.jp

### 資産運用委託契約の一部変更に関するお知らせ

MCUBS MidCity 投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本投資法人が資産の運用を委託する MCUBS MidCity 株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)との間で平成 18 年 6 月 2 日付で締結した資産運用委託契約(その後の変更を含みます。以下「資産運用委託契約」といいます。)に関し、本日開催の役員会におきまして、その一部を変更する覚書(以下「本変更覚書」といいます。)を締結することを決定し、同日付で本変更覚書を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 主な変更内容

資産運用委託契約上の運用資産の取得又は譲渡に係る運用報酬(運用報酬 及び運用報酬 )の算定の特則の適用対象となる「スポンサー関係者」の定義を変更するものです。なお、変更後のスポンサー関係者の定義については、以下のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
スポンサー関係者の定義 本契約において、スポンサー関係者とは以下の項目に該当するものをいう。  (a) 投資信託及び投資法人に関する法律に定義される利害関係人等	スポンサー関係者の定義 本契約において、スポンサー関係者とは以下の項目に該当するもの(但し、 <u>運用報酬の算定に当たっては、以下の項目に該当する法人等(以下に定義する。)</u> が、本投資法人による将来的な取得のために、 <u>スポンサー関係者以外のものが保有する物件を取得し一時的に保有する場合においては、当該物件に関し、当該法人等を除く。</u> )をいう。また、 <u>下記(b)から(d)までに該当するもののうち、外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していないものは、資産運用会社が別途定める「資産運用ガイドライン」で投資対象エリアとして定められた海外の国又は地域内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有するものを除き、スポンサー関係者に該当しないものとする。</u>  (a) 投資信託及び投資法人に関する法律に定義される利害関係人等

ご注意:この文書は、本投資法人が行う資産運用委託契約の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>(b) 資産運用会社の主要株主（金融商品取引業者の主要株主として金融商品取引法に定めるものをいう。）の連結財務諸表規則（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則。以下同じ。）における連結子会社及び関連会社（(a)に該当するものは除く。）</p>	<p>(b) 資産運用会社の主要株主（金融商品取引業者の主要株主として金融商品取引法第 29 条の 4 第 2 項に定めるものをいう。）の連結財務諸表規則（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則。以下同じ。）における連結子会社及び関連会社（(a)に該当するものは除く。）</p>
<p>(c) 上記(a)若しくは(b)に掲げる者に投資運用（一任）業務若しくは投資顧問（助言）業務を委託しているファンド又は法人、組合、信託その他これに類似するもの（以下総称して「法人等」（資産の流動化に関する法律上の特定目的会社、合同会社、株式会社等を含む。）という。）</p>	<p>(c) 上記(a)若しくは(b)に掲げる者に投資運用（一任）業務若しくは投資顧問（助言）業務を委託しているファンド又は法人、組合、信託その他これに類似するもの（以下総称して「法人等」（資産の流動化に関する法律上の特定目的会社、合同会社、株式会社等を含む。）という。）</p>
<p>(d) 上記(a)若しくは(b)に掲げる者が過半を出資している法人等、及び上記(a)に掲げる者の発行する株式が金融商品取引所に上場されている場合には、その連結財務諸表規則における連結子会社（(a)乃至(c)に該当するものは除く。）</p>	<p>(d) 上記(a)若しくは(b)に掲げる者が過半を出資している法人等（(a)乃至(c)に該当するものは除く。）</p>

## 2. 変更理由

平成 27 年 4 月 22 日付で本資産運用会社の親会社の異動により、メインスポンサーが MID 都市開発株式会社から三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社に変更となったことに伴い、新たなスポンサーネットワークの活用による資産規模の拡大を目指すため、資産運用委託契約に規定されるスポンサー関係者の定義についても変更するものです。

なお、本資産運用会社の親会社の異動の詳細につきましては、平成 27 年 4 月 10 日付「資産運用会社における主要株主、親会社及び特定関係法人の異動に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 3. 変更日

平成 27 年 7 月 9 日

なお、本件に関しましては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他適用のある法令・規則等に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以 上

\* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.midreit.jp>